

2015 年 2 月 11 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 367 号 ）

中国銀行業監督管理委員会、 委託貸付管理規定を意見募集 資金源・使途の禁止事項を明記

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

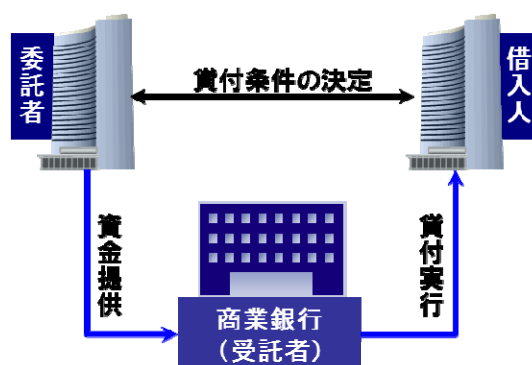
中国銀行業監督管理委員会（CBRC）はこのほど、『商業銀行委託貸付管理办法（意見募集稿）』（以下『意見募集稿』という）を発表しました。一般企業が金融機関を通じて余剰資金を他社に貸し付ける「委託貸付」業務を規範化し、金融リスクを防止する狙いがあり、委託貸付の資金源や使途に関する禁止事項を明記しています。

『意見募集稿』は、2015 年 2 月 16 日まで公開意見募集¹を行っており、募集した意見を取りまとめて修正を加えられた後、正式に公布・施行される見込みです。実際に公布・施行された場合、企業の委託貸付行為に少なからぬ影響を与えるものとみられます。

【図表 1】委託貸付のスキーム

□ 委託貸付の実行額が近年急増

中国では、貸付業務資格を持たない一般企業が他社に直接、資金を貸し付けることが禁止されています（『貸付通則』第 61 条²）。その一方で、一般企業は銀行を通じた委託貸付という形で、他社に資金を融通することができます。この場合、資金使途や金額、期限、金利等の貸付条件は資金の出し手である委託者と融通を受ける借入人が自ら協議して確定することができますが、受託者となる銀行は受託手数料を受け取るのみで、貸付に関わる信用リスクを負いません。この委託貸付は銀行のオフバランス取引であり、いわゆる「影の銀行（シ



（中国アドバイザー一部作成）

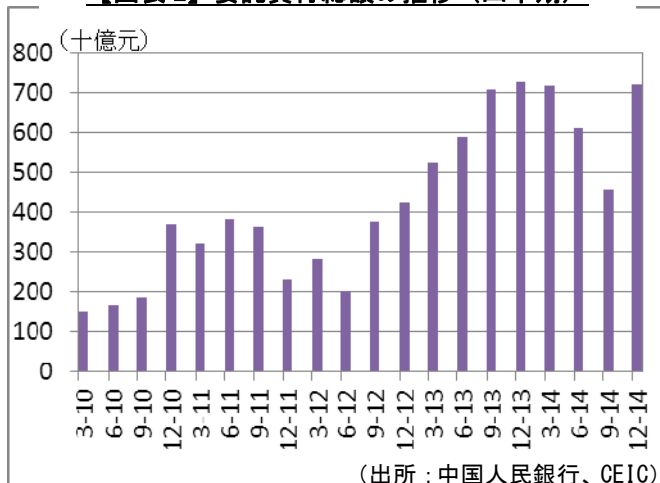
¹ 关于就《商业银行委托贷款管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的公告

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/69EC658FA36C451496F4A45E480B4A11.html>

² 「各級行政部門および企業・事業単位、供給販売合作社等の合作経済組織、農村合作基金会およびその他の基金会は、預金・貸付等の金融業務を経営してはならない。企業の間では、国家の規定に違反して貸借もしくは形を変えた貸借融資業務を行ってはならない」

ャドーバンキング)」に分類されますが、余剰資金の融通という形で金融システムの効率化に一定の役割を果たしています。

【図表 2】委託貸付総額の推移（四半期）



中国における委託貸付の実行額は近年、急激に増加しています（図表 2 参照）。2014 年は通年で 2.51 兆元に達し、社会融資総額（16.46 兆元）の 15.2%を占めるまでとなっています（2012 年はそれぞれ 1.28 兆元、8.1%）。

その背景には、銀行が通常の与信を行うことができない企業に対して委託者を通じた迂回融資を行い、委託者が本来負うべき信用リスクも実質的に銀行が負担していたり、企業が銀行からの借入金で高利の委託貸付を行って利ザヤを稼いだりする等、本来の目的から逸脱した貸付行為が少なくないことがあります。CBRC は、こ

うした委託貸付がもたらす金融リスクに対して警戒を強めています。

委託貸付については、『貸付通則』がその定義を行っている（第 7 条）のみで、オペレーションに関わる実務規定が存在していません。『意見募集稿』の発表は、委託貸付行為を規範化して逸脱行為を排除し、金融リスクを防止することに狙いがあります。

『貸付通則』第 7 条（抜粋）

委託貸付とは、政府部門、企業・事業単位および個人等の委託者が資金を提供し、貸付人（すなわち受託者）が委託者の確定した貸付対象、用途、金額・期限、利率等に基づいて代わりに実行し、使用の監督ならびに回収に協力する貸付を指す。貸付人（受託者）は手数料のみを受取、貸付リスクを引き受けない。

□ 委託貸付の実行に一定の制限も

『意見募集稿』は、委託貸付を「委託者が資金を提供し、商業銀行（受託者）が委託者の確定した借入人、用途、金額、通貨種類、期限、利率等に基づき代わりに実行し、使用の監督ならびに回収に協力する貸付」と定義。一方で、規定の適用対象となる委託貸付に「現金管理に係る委託貸付および住宅積立金貸付を含まない」としています（第 3 条）。

CBRC は、2014 年 5 月 29 日付で銀行向けに配布した『委託貸付統計の規範化に関連する事項についての通達』（銀発[2014]154 号）において、委託貸付を「現金管理に係る委託貸付」と「一般委託貸付」に分類。前者を「金融機関が委託貸付の形式で現金管理業務を展開し、顧客の要求に基づき口座間の資金集中・振替、残高調節、資金のプライシング、資金清算等の業務を行って発生する委託貸付」と定義しています。グループ企業の資金集中管理（プーリング）におけるグループ他社への資金融通は形式上、委託貸付として実施されていますが、この定義に従えばプーリングにおける委託貸付は規定の適用対象外となるのではないかと考えられます。

『意見募集稿』は、委託貸付への使用が禁止される資金の種類（第 11 条）、委託貸付資金の用途禁止事項（第 12 条）、銀行が委託者の資金源に対する審査を強化する必要がある状況（第 10 条）、受託者で

ある銀行の禁止行為（第 20 条）等を具体的に列挙しています（図表 3 参照）。注意を要するのは、委託者と銀行与信の関係です。委託者が銀行で与信残高を有している場合、銀行は委託者に対する審査を強化し、「合理的に委託者の自己資金を算定し、合わせて算定状況を委託貸付実行の重要な依拠としなければならない」（第 10 条）ほか、銀行は「原則として委託貸付残高のある委託者に与信を新規増加させてはならない」（第 21 条）としています。このため、銀行と与信取引がある委託者は、委託貸付の実行に一定の制限を受けたり、実行そのものを禁止されたりする可能性があります。

なお、委託貸付は現在、一般預金口座にて取扱可能となっていますが、『意見募集稿』は「商業銀行は、委託者に専ら委託貸付に用いる口座を開設するよう要求しなければならない」（第 16 条）としています。このため、委託者は専用預金口座の開設が必要になる可能性があります。

【図表 3】『意見募集稿』が提示する委託貸付管理規定

委託者に対する審査強化が必要な状況	✓ 委託者が銀行で与信残高を有している場合 ✓ 委託者の委託資金がその正常な収入源・資金力を超えている場合 ✓ 委託者が民間貸借・対外担保等の債権・債務に関係している場合
委託貸付への使用が禁止される資金	✓ 国家が規定する特殊な用途を有する各種専用基金 ✓ 銀行の与信資金 ✓ 債券発行で募集した資金 ✓ 募集した他者の資金 ✓ 出所を証明できない資金
委託貸付資金の使途禁止事項	✓ 国家が明文化して禁止を命じている製品・プロジェクトの生産・経営・投資 ✓ 債券・先物・金融デリバティブ商品・理財商品・持分権益等の投資 ✓ 登録資本金、登録資本金払込検査、増資、持株増に用いること ✓ 国家が明確に規定しているその他の禁止使途
銀行（受託者）の禁止行為	✓ 委託者に代わって借入人を確定すること ✓ 委託者の貸付意思決定に参画すること ✓ 委託者に代わって資金を立て替えて委託貸付を実行すること ✓ 委託者に代わって納付すべき税金を立て替えること ✓ 借入人に代わって担保人を確定すること ✓ 借入人に代わって資金を立て替えて委託貸付を返済すること ✓ 銀行貸付で委託貸付を置き換えて委託者に代わってリスクを引き受けること ✓ 委託貸付のために各種形式の担保を提供すること ✓ 委託貸付業務の性質を改変する契約・協議を締結すること ✓ 委託者に代わってリスクを引き受けるその他の行為
その他の規定	✓ 手数料は委託者から徴収しなければならない ✓ 委託者は委託貸付専用の銀行口座を開設しなければならない ✓ 銀行は委託資金を他の委託貸付に流用してはならない ✓ 銀行は原則として、委託貸付残高のある委託者に新たな与信を行ってはならない

（『意見募集稿』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『意見募集稿』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 10 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、『意見募集稿』はあくまで草案であり、正式な公布までに修正が加えられる可能性がある点にご留意ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

（日本語仮訳）

中国銀行業監督管理委員会 商業銀行委託貸付管理弁法

（意見募集稿）

第1章 総則

第1条 商業銀行による委託貸付業務経営を規範化し、委託貸付業務管理を強化し、委託貸付業務の健全な発展を促進するため、『中華人民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国商業銀行法』等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内で法に基づき設立された商業銀行による委託貸付業務取扱は、本弁法を遵守しなければならない。

第3条 本弁法がいう委託貸付とは、委託者が資金を提供し、商業銀行（受託者）が委託者の確定した借入人、用途、金額、通貨種類、期限、利率等に基づき代わりに実行し、使用の監督ならびに回収に協力する貸付を指す。現金管理に係る委託貸付および住宅積立金貸付を含まない。

委託者とは、委託貸付資金を提供する政府部門、企（事）業法人、その他の経済組織、個人工商業者および完全な民事行為能力を有する自然人を指す。

委託者は、金融資産管理会社および貸付業務資格を有する各種機構であってはならない。

第4条 委託貸付業務は、商業銀行の委託代理業務である。商業銀行は、本弁法の規定に基づき、委託貸付業務関連主体と契約を通じて各当事者の権利・義務を約定し、相応の職責を履行し、代理手数料を徴収し、信用リスクを引き受けない。

第5条 商業銀行による委託貸付業務取扱は、法令遵守、平等・自発的、責任と権利が相応、プルーフ経営の原則を遵守しなければならない。

第6条 中国銀行業監督管理委員会（以下「銀监会」という）は、本弁法に基づき商業銀行の委託貸付業務に対して監督管理を実施する。

第2章 業務管理

第7条 商業銀行は、本弁法に基づき委託貸付業務管理制度を制定し、合理的に部門、職位職責担当を

確定し、委託者の範囲、資質および参入条件、ならびに委託貸付業務フローおよびリスクコントロール措置等を明確化し、合わせて定期的に評価を行わなければならない。

第8条 商業銀行による委託貸付業務申請の受理は、以下の前提を備えていなければならない。

- (1) 委託者と借入人が委託貸付条件で一致に達しており、共同で委託貸付業務申請を提出していること。
- (2) 委託者もしくは借入人が非自然人である場合、その権限を有する機構が委託貸付業務取扱の決議、文書もしくは同等の法的効力を有する証明を発行していなければならないこと。

第9条 商業銀行による委託貸付業務取扱の受託は、委託者に以下の職責を引き受け、合わせて契約において明確に約定を行うよう要求しなければならない。

- (1) 自ら委託貸付の借入人を確定し、合わせて借入人の資質、貸付項目、担保人の資質、抵当・質権設定物等に対して審査を行うこと。
- (2) 委託資金源が合法的でコンプライアンスに合致しており、かつ委託者が自主的な支配の権利を有していることを確保し、合わせて契約の約定により遅滞なく商業銀行に委託資金を提供すること。
- (3) 借入人による契約の約定に基づく貸付資金の使用を監督し、貸付用途が合法的でコンプライアンスに合致しており、合わせて借入人の信用リスクを引き受けること。

第10条 商業銀行は、委託者の資金源を審査するとき、委託者にその資金源が合法的でコンプライアンスに合致していることを証明する関連文書もしくは同等の法的効力を有する証明を提出するよう要求し、委託者の財務諸表、信用記録等に対して必要な審査および算定を行い、合わせて以下の状況に対する審査を強化しなければならない。

- (1) 委託者が銀行で与信残高を有している場合。
- (2) 委託者の委託資金がその正常な収入源および資金力を超えている場合。
- (3) 委託者が民間貸借、対外担保等のその他の債権・債務関係に係わっている場合。

委託者が銀行で与信残高を有している場合、商業銀行は合理的に委託者の自己資金を算定し、合わせて算定状況を委託貸付実行の重要な依拠としなければならない。

第11条 商業銀行が以下の資金を受け取って委託貸付を実行することを厳禁する。

- (1) 国家が規定する特殊な用途を有する各種専用基金。
- (2) 銀行の与信資金。
- (3) 債券発行で募集した資金。
- (4) 募集した他者の資金。
- (5) 出所を証明できない資金。

第12条 商業銀行が受託により実行する貸付は、明確な用途を有していなければならない。資金用途は法律の規定および貸付政策に合致していなければならない。資金用途は、以下の方面であってはならない。

- (1) 国家が明文化して禁止を命じている製品およびプロジェクトの生産、経営もしくは投資。
- (2) 債券、先物、金融デリバティブ商品、理財商品、持分権益等の投資への従事。
- (3) 登録資本金、登録資本金払込検査もしくは増資・持株増とすること、
- (4) 国家が明確に規定しているその他の禁止用途。

第13条 商業銀行は、「サービスの質と価格が対応している」、「委託した者が費用を支払う」の原則に基づき委託者から代理手続費用を徴収しなければならない。

第14条 商業銀行と委託者、借入人が委託貸付事項で一致に達した後、三者は委託貸付借入契約を締結しなければならない。契約において、貸付の用途、金額、通貨種類、期限、利率、返済計画等の内容を明記して、合わせて委託者、受託者、借入人三者の権利および義務を明確化しなければならない。

第15条 委託貸付で担保方式を実行する場合、委託者および担保人は担保形式および担保人（物）で一致に達し、合わせて共同で委託貸付担保契約を締結しなければならない。委託貸付が抵当・質権設定による担保である場合、抵当・質権権利者は委託者でなければならない。

第16条 商業銀行は、委託者に専ら委託貸付に用いる口座を開設するよう要求しなければならない。委託者は、委託貸付実行前に委託資金を専用口座に振り替えなければならない。商業銀行は契約の約定方式により委託貸付を実行する。商業銀行は、異なる委託者の資金を流用してはならない。

第17条 商業銀行および委託者、借入人は、委託貸付借入契約において委託貸付の協力・監督・使用の主要な内容および具体的な措置を明確化し、合わせて契約の約定により相応の職責を履行しなければならない。

第18条 商業銀行は、委託貸付借入契約の約定に基づき、委託貸付元利の回収に協力し、合わせて遅滞

なく委託者の口座に振り替えなければならない。元利が速やかに入金できない場合、遅滞なく委託者に通知しなければならない。

第19条 委託貸付の期限到来後、商業銀行は委託貸付借入契約の約定もしくは委託者の書面通知に基づき、受託者の責任および義務履行を終了し、合わせて相応の帳簿処理を行わなければならない。

第3章 リスク管理

第20条 商業銀行は、委託貸付業務と自営業のリスクを厳格に隔離しなければならず、以下の行為を厳禁する。

- (1) 委託者に代わって借入人を確定すること。
- (2) 委託者の貸付意思決定に参画すること。
- (3) 委託者に代わって資金を立て替えて委託貸付を実行すること。
- (4) 委託者に代わって納付すべき税金を立て替えること。
- (5) 借入人に代わって担保人を確定すること。
- (6) 借入人に代わって資金を立て替えて委託貸付を返済する、または自営貸付で委託貸付を置換して委託者に代わってリスクを引き受けること。
- (7) 委託貸付のために各種形式の担保を提供すること。
- (8) 委託貸付業務の性質を改変する契約もしくは協議を締結すること。
- (9) 代わってリスクを引き受けるその他の行為。

第21条 商業銀行は、原則として委託貸付残高のある委託者に与信を新規増加させてはならず、監督管理部門に別途規定がある場合を除く。

第22条 委託貸付の借入人が商業銀行の既存の与信顧客である場合、商業銀行は借入人による委託貸付の取得後、信用リスクエクスポージャーの拡大が当該行の与信業務に対してもたらすリスク影響を総合的に考慮しなければならない。

第23条 商業銀行は、委託貸付業務に対して分類授權管理を実行しなければならず、商業銀行の分支機構は授權を経ずに、もしくは授權を超えて委託貸付業務を取り扱ってはならない。

第24条 商業銀行は、統一様式の委託貸付借入契約および委託貸付担保契約を制定しなければならない。業務の必要により非統一様式の契約を使用する場合、必ず総行の審査・同意を経なければならない。

第25条 商業銀行は、委託貸付業務と自営貸付業務に対して分離記帳勘定を実行し、厳格に会計勘定制度の要求に基づき委託貸付業務を記録し、同時に委託貸付および委託資金を反映させ、二者は相殺後に反映させてはならず、委託貸付業務勘定の真実性、正確性、完全性を確保しなければならない。

第26条 商業銀行は、委託貸付管理情報システムを構築、完善化し、資金源、対象、期限、利率ならびに委託者および借入人等の関連情報を登記し、当該業務情報の完全性、連続性、正確性およびトレーサビリティを確保しなければならない。

第27条 商業銀行は、委託貸付の実行後、厳格に銀監会の顧客リスク統計制度の要求に基づき、正確に委託貸付明細情報を送付しなければならない。

商業銀行は、監督管理要求に基づき委託貸付業務統計制度を構築し、委託貸付業務の分類統計、集計分析およびデータ送付を適切に遂行しなければならない。

第28条 商業銀行は、定期的に委託貸付業務リスクを分析し、合わせて組織的に業務検査を展開しなければならない。

第4章 法律責任

第29条 商業銀行が本弁法に違反して委託貸付業務を取り扱った場合、銀監会およびその派出機構がそれに期限付きの是正を命令する。期限を超えて是正しない場合、またはその行為が著しく商業銀行の穏健なオペレーションに危害を与え、顧客の合法的な權益を損害した場合、銀監会およびその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』第37条の規定に基づき相応の監督管理措置を採ることができ、著しく本弁法に違反した場合、『中華人民共和国銀行業監督管理法』第46条の規定に基づき処罰を実施することができる。

第30条 商業銀行が本弁法第20条の規定に違反し、代わりにリスクを引き受けた場合、銀監会およびその派出機構が期限付きの是正を命令し、同時に『中華人民共和国銀行業監督管理法』第37条の規定に基づき相応の監督管理措置を採ることができ、合わせて『中華人民共和国銀行業監督管理法』第46条の規定に基づき処罰を実施することができる。

第31条 商業銀行が本弁法第27条の規定に違反し、遅滞なく、正確に監督管理部門に委託貸付業務情報を送付しなかった場合、銀監会およびその派出機構がそれに期限付きの是正を命令する。期限を超えて是正しない場合、銀監会およびその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』第47条の規定に基づき処罰を実施することができる。

第5章 附則

第32条 銀監会が法に基づき批准・設立した貸付業務資格を有するその他の金融機関による委託貸付業務取扱は、本弁法を適用する。

第33条 本弁法は、銀監会が解釈に責任を負う。

第34条 本弁法は、発布の日より 60 日後に施行する。本弁法発布前に、商業銀行が実行した既存の委託貸付は、法の不遡及原則に基づき、自然の期限到来で清算する。

(中国語原文)

中国银行业监督管理委员会 商业银行委托贷款管理办法

(征求意见稿)

第一章 总则

第一条 为规范商业银行委托贷款业务经营，加强委托贷款业务管理，促进委托贷款业务健康发展，依据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》等法律法规，制定本办法。

第二条 中华人民共和国境内依法设立的商业银行办理委托贷款业务应遵守本办法。

第三条 本办法所称委托贷款，是指委托人提供资金，由商业银行（受托人）根据委托人确定的借款人、用途、金额、币种、期限、利率等代为发放、协助监督使用并收回的贷款。不包括现金管理项下委托贷款和住房公积金贷款。

委托人是指提供委托贷款资金的政府部门、企（事）业法人、其他经济组织、个体工商户和具有完全民事行为能力的自然人。

委托人不得为金融资产管理公司和具有贷款业务资格各类机构。

第四条 委托贷款业务是商业银行的委托代理业务。商业银行依据本办法规定，与委托贷款业务相关主体通过合同约定各方权利义务，履行相应职责，收取代理手续费，不承担信用风险。

第五条 商业银行办理委托贷款业务，应当遵循依法合规、平等自愿、责利匹配、审慎经营的原则。

第六条 中国银行业监督管理委员会（以下简称银监会）按照本办法对商业银行委托贷款业务实施监督管理。

第二章 业务管理

第七条 商业银行应依据本办法制定委托贷款业务管理制度，合理确定部门、岗位职责分工，明确委托人范围、资质和准入条件，以及委托贷款业务流程和风险控制措施等，并定期进行评估。

第八条 商业银行受理委托贷款业务申请，应具备以下前提：

- (一) 委托人与借款人就委托贷款条件达成一致，共同提出委托贷款业务申请。
- (二) 委托人或借款人为非自然人的，应出具其有权机构同意办理委托贷款业务的决议、文件或具有同等法律效力的证明。

第九条 商业银行受托办理委托贷款业务，应要求委托人承担以下职责，并在合同中作出明确约定。

- (一) 自行确定委托贷款的借款人，并对借款人资质、贷款项目、担保人资质、抵质押物等进行审查。
- (二) 确保委托资金来源合法合规且委托人有权自主支配，并按合同约定及时向商业银行提供委托资金。
- (三) 监督借款人按照合同约定使用贷款资金，贷款用途合法合规，并承担借款人的信用风险。

第十条 商业银行审查委托人资金来源时，应要求委托人提供证明其资金来源合法合规的相关文件或具有同等法律效力的证明，对委托人的财务报表、信用记录等进行必要的审核和测算，并加强对下列情况的审查：

- (一) 委托人在银行有授信余额。
- (二) 委托人的委托资金超过其正常收入来源和资金实力。
- (三) 委托人涉及民间借贷、对外担保等其他债权债务关系。

委托人在银行有授信余额的，商业银行应合理测算委托人自有资金，并将测算情况作为发放委托贷款的重要依据。

第十一条 商业银行严禁接受下述资金发放委托贷款：

- (一) 国家规定具有特殊用途的各类专项基金。
- (二) 银行授信资金。
- (三) 发行债券筹集的资金。
- (四) 筹集的他人资金。
- (五) 无法证明来源的资金。

第十二条 商业银行受托发放的贷款应有明确用途，资金用途应符合法律规定和信贷政策。资金用途不得为以下方面：

- (一) 生产、经营或投资国家明令禁止的产品和项目。

- (二) 从事债券、期货、金融衍生品、理财产品、股本权益等投资。
- (三) 作为注册资本金、注册验资或增资扩股。
- (四) 国家明确规定的其他禁止用途。

第十三条 商业银行应按照“质价相符”、“谁委托谁付费”的原则向委托人收取代理手续费。

第十四条 商业银行与委托人、借款人就委托贷款事项达成一致后，三方应签订委托贷款借款合同。合同中应载明贷款用途、金额、币种、期限、利率、还款计划等内容，并明确委托人、受托人、借款人三方的权利和义务。

第十五条 委托贷款实行担保方式的，委托人和担保人应就担保形式和担保人（物）达成一致，并共同签订委托贷款担保合同。委托贷款为抵质押担保的，抵质押权人应为委托人。

第十六条 商业银行应要求委托人开立专用于委托贷款的账户。委托人应在委托贷款发放前将委托资金划入专用账户，商业银行按合同约定方式发放委托贷款。商业银行不得串用不同委托人的资金。

第十七条 商业银行和委托人、借款人应在委托贷款借款合同中明确委托贷款协助监督使用的主要内容和具体措施，并按合同约定履行相应职责。

第十八条 商业银行应按照委托贷款借款合同约定，协助收回委托贷款本息，并及时划付到委托人账户。对于本息未能及时到账的，应及时告知委托人。

第十九条 委托贷款到期后，商业银行应根据委托贷款借款合同约定或委托人的书面通知，终止履行受托人的责任和义务，并进行相应账务处理。

第三章 风险管理

第二十条 商业银行应严格隔离委托贷款业务与自营业务风险，严禁以下行为：

- (一) 代委托人确定借款人。
- (二) 参与委托人的贷款决策。
- (三) 代委托人垫付资金发放委托贷款。
- (四) 代委托人垫付应纳税金。
- (五) 代借款人确定担保人。
- (六) 代借款人垫付资金归还委托贷款，或者以自营贷款置换委托贷款代委托人承担风险。

- (七) 为委托贷款提供各类形式担保。
- (八) 签订改变委托贷款业务性质的合同或协议。
- (九) 其他代为承担风险的行为。

第二十一条 商业银行原则上不得向有委托贷款余额的委托人新增授信，监管部门另有规定的除外。

第二十二条 委托贷款的借款人是商业银行存量授信客户的，商业银行应综合考虑借款人取得委托贷款后，信用风险敞口扩大对本行授信业务带来的风险影响。

第二十三条 商业银行应对委托贷款业务实行分级授权管理，商业银行分支机构不得未经授权或超授权办理委托贷款业务。

第二十四条 商业银行应制定统一制式的委托贷款借款合同和委托贷款担保合同。因业务需要使用非统一制式合同的，须经总行审查同意。

第二十五条 商业银行应对委托贷款业务与自营贷款业务实行分账核算，严格按照会计核算制度要求记录委托贷款业务，同时反映委托贷款和委托资金，二者不得轧差后反映，确保委托贷款业务核算真实、准确、完整。

第二十六条 商业银行应建立、完善委托贷款管理信息系统，登记资金来源、投向、期限、利率以及委托人和借款人等相关信息，确保该项业务信息的完整、连续、准确和可追溯。

第二十七条 商业银行发放委托贷款后，应严格按照银监会客户风险统计制度要求，准确报送委托贷款明细信息。

商业银行应按照监管要求建立委托贷款业务统计制度，做好委托贷款业务的分类统计、汇总分析和数据报送。

第二十八条 商业银行应定期分析委托贷款业务风险，并组织开展业务检查。

第四章 法律责任

第二十九条 商业银行违反本办法办理委托贷款业务的，由银监会及其派出机构责令其限期改正。逾期未改正的，或者其行为严重危及商业银行的稳健运行、损害客户合法权益的，银监会及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取相应的监管措施；严重违反本办法的，可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条的规定实施处

罰。

第三十条 商业银行违反本办法第二十条规定，代为承担风险的，由银监会及其派出机构责令其限期改正，同时可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取相应的监管措施，并可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条的规定实施处罚。

第三十一条 商业银行违反本办法第二十七条规定，未及时、准确向监管部门报送委托贷款业务信息的，由银监会及其派出机构责令其限期改正。逾期未改正的，银监会及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十七条的规定实施处罚。

第五章 附则

第三十二条 银监会依法批准设立的具有贷款业务资格的其他金融机构办理委托贷款业务适用本办法。

第三十三条 本办法由银监会负责解释。

第三十四条 本办法自发布之日起 60 日后施行。本办法发布前，商业银行已发放的存量委托贷款，按照法不溯往原则，自然到期结清。

年 月 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。